

## 和歌山大学科目ナンバリング運用要項

平成29年11月15日教務委員会決定  
令和4年2月7日教務委員会全部改正  
令和5年3月8日教務委員会一部改正

### (目的)

第1 この要項は、次の各号に示す目的のため、科目ナンバリングの運用に関して必要な事項を定める。

- (1) 学部を越えた学修を進める等の学修環境整備を行うために、開講科目の分野や水準を全学的に俯瞰できるものとする。
- (2) 学修を通じたディプロマポリシーの修得状況を明確にする。
- (3) 学生が履修計画を適切に立てられるように、科目の系統や順序性を明らかにする。

### (科目ナンバリングの構成)

第2 科目ナンバリングは、次の各号に掲げる16桁のコードによって構成する。授業科目には、第1号から第7号に掲げるすべてのコードを付すこととする。

#### (1) 開講部局コード (第1桁)

開講部局コードは、当該授業科目の開設に責任を持つ組織名を示すものとし、そのコードは次のとおりとする。

- ・教育学部／教育学研究科 . . . . . L
- ・経済学部／経済学研究科 . . . . . E
- ・システム工学部／システム工学研究科 . . . . . S
- ・観光学部／観光学研究科 . . . . . T
- ・社会インフォマティクス学環 . . . . . K
- ・教養教育委員会 . . . . . C

#### (2) 学問分野コード (第2～第5桁)

学問分野コードは、当該授業科目の系・分野を示すものとし、そのコードは別表 系・分野表による。ただし、当該授業科目が複数の学問分野にまたがる場合は、そのうち一つを主たる学問分野として選択し、そのコードを付すこととする。

#### (3) 水準コード (第6桁)

水準コードは、学問分野における当該授業科目の水準を示すものとし、そのコードは次のとおりとする。

- ・学問分野の入門的な内容 . . . . . 1
- ・1を踏まえた学問分野の基礎的な内容 . . . . . 2
- ・1と2を踏まえ、専門を深める内容  
(概ね学部卒業に求められるレベル) . . . . . 3
- ・1から3を踏まえ、さらに専門を深める内容  
(概ね大学院修士で学ぶレベル) . . . . . 4

- ・ 1 から 4 を踏まえた専門研究に関する内容  
(概ね大学院修了に求められるレベル) . . . . . 5
- ・ 専攻の学問分野の最先端の内容  
(概ね大学院博士レベル) . . . . . 6

(4) 言語コード (第 7 桁)

言語コードは、当該授業の授業担当教員が授業を進める上で主として使用する言語を示すものとし、そのコードは次のとおりとする。

- ・ 日本語 . . . . . J
- ・ 英語 . . . . . E
- ・ 日本語・英語以外 . . . . . O

(5) DP 対応コード (第 8 ～ 第 12 桁)

DP 対応コードは、桁ごとに開講部局の DP の各項目に対応し、当該授業で修得を目指す DP 項目を示すものとし、そのコードは次のとおりとする。ただし、開講部局のディプロマポリシーの項目数が 5 に満たない場合は、ディプロマポリシーが存在しない桁数には 9 を入力する。「1」を付した項目には重みづけを行うこととし、その方法は別途定める。

- ・ 当該授業で修得を目指す項目 . . . . . 1
- ・ 上記以外の項目 . . . . . 0

(6) プログラムコード (第 13 桁)

プログラムコードは、当該授業が、開講部局が設けるどのプログラム上に位置づけられているかを示すものとし、そのコードは開講部局が個別に指定する。

(7) 順序コード (第 14 ～ 第 16 桁)

順序コードは、各プログラムにおける当該授業の順序性を示すものとし、そのコードは次のとおりとする。

第 14 桁：標準履修学年を示す。ただし、大学院 1 年、2 年は、それぞれ 5、6 に相当するものとし、修士論文作成にあたり履修する論文 (研究) 指導等の科目は 7、博士論文作成にあたり履修する論文 (研究) 指導等の科目は 8 とする。

第 15 桁：各プログラムの中で細分化された系統を示し、そのコードは、開講部局が個別に指定する。

第 16 桁：第 15 桁で示した同一コード内での順序性を示すものとし、そのコードは、順序に従い 1 から順に割り当てる。

(科目ナンバリングの指定)

第 3 開講部局は、教育課程の体系や履修の順序等を検討し、全ての授業科目に適切にコードを指定する。

(学生への提示方法)

第 4 科目ナンバリングは、履修案内及びシラバス等に表示することによって学生に提示す

る。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月11日一部改正）

この改正要項は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月12日一部改正）

この改正要項は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月7日全部改正）

この改正要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日一部改正）

この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。